平成２５年（フ）第２４９号
宮崎市太田１丁目２番16号　グランドパレス大淀Ⅱ802号
債務者　比惠島　勇
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川谷慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２５０号
宮崎市太田１丁目２番16号　グランドパレス大淀Ⅱ802号
債務者　比惠島ちはる
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川谷慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３０３号
岐阜市木田４丁目196番地
債務者　坂口　利男
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２４７号
沖縄県那覇市上間１丁目19番19号　屋比久アパート102
債務者　赤嶺　武雄
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　俊司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５１号
北海道滝川市滝の川町西５丁目２番28号
債務者　中村けい子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
北海道伊達市山下町132番地80　森借家２Ｆ
債務者　山形なおみ
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２３０号
岩手県奥州市江刺区愛宕字金谷198番地
債務者　佐々木眞理子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６１号
福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字東松山1288番地４、前住所福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字東松山1264番地の１
債務者　遠藤　靖子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字村東387番地の11、前住所福島県会津若松市住吉町20番22号
債務者　髙畑　博一
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第３７８号
神奈川県小田原市小八幡２－１－１　県営小八幡団地１－201　矢萩恵美方、住民票上の住所神奈川県小田原市小八幡２丁目11番６号
債務者　仲村　欣一
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３９１号
神奈川県平塚市四之宮５丁目４番17―204号　銀河ウエストワン
債務者　若松　　剛
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４０５号
神奈川県足柄上郡山北町山北2762番地３
債務者　曽我　健一
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４１７号
神奈川県秦野市堀西81番地の６　レオパレスサーナ302号
債務者　金井　繁佳
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８９号
新潟県新発田市上館355番地
債務者　中村　雅昭
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２９１号
香川県高松市屋島東町1095番地４
債務者　宇山　文子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９８号
香川県丸亀市幸町２丁目６番３号　竹風荘
債務者　松野セツ子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部